様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成２３年　６月１７日

大分県知事　広　瀬　勝　貞　殿

提出者
住　所　大分県別府市大字鶴見３８９８番地

氏　名　国家公務員共済組合連合会

新別府病院長　中 村 夏 樹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０９７７－２２－０３９１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会　新別府病院
事業場の所在地	大分県別府市大字鶴見３８９８番地
計画期間	平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	８３：医療業
②事業の規模	２６９床
③従業員数	４３９人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成２２年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	96 t	t

（これまでに実施した取組）

・滅菌処理を実施し、排出制御に努めている。（感染性廃棄物）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	95 t	t

（今後実施する予定の取組）

・滅菌処理を実施し、引続き排出制御に努める。（感染性廃棄物）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・引続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成２２年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成２２年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	０ t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の	０ t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（平成２２年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">・実施していない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="3">・予定なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="9">①現状</td><td colspan="3">【前年度（平成２２年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>96 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>96 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td colspan="3">・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基遵守出来る産廃処理業者を選定しており、年に１回現地確認を行っている。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>95 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>95 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・今後、電子マニフェストの導入を予定しており、対応可能な処理業者であり、優良認定業者から選定することとしている。
・委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理施設の現地確認を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

感染性廃棄物処理計画書

平成２３年４月１日

新別府病院

感染性廃棄物処理計画書

（計画の目的）

1　病院から排出される医療廃棄物のうち、感染のおそれがある廃棄物（以下「感染性廃棄物」という）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連法令に沿って適性に処理するために必要な具体的手順等を定めることにより、院内及び院外における感染事故等を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（感染性廃棄物の管理体制）

2　病院内における廃棄物による感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するため、病院内に特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という）を置き、医療廃棄物処理対策委員会委員長をもって充てる。

②　管理責任者を補佐するため、実施責任者を置き、副委員長、医療安全管理室長及び用度課員をもって充てる。

③　実施責任者は、各職場から排出される感染性廃棄物の管理を行い、適正な処理が行われるよう監視、指導する。

④　各現場における感染性廃棄物の適正な排出、分別、梱包等の実施を確保するため、現場責任者を置き、副委員長、放射線科技師、薬剤師、検査技師、病棟師長、救命救急センター主任、外来主任をもって充てる。

（感染性廃棄物の分別、梱包、表示）

3　感染性廃棄物の分別、梱包、表示は次のとおりとする。

分別	鋭利なもの 固形状のもの 液状のもの	注射針、メス替刃、　注射器等 血液が付着したガーゼ、手術用手袋、 採血管等 血液等
梱包	黄色蓋バイオペール容器 赤色蓋バイオペール容器	鋭利な物 固形状の物 液状の物
表示	鋭利なもの 固形状のもの 液状のもの	黄色蓋バイオペール容器 黄色蓋バイオペール容器 赤色蓋バイオペール容器

（感染性廃棄物の院内中間処理）

4　感染性廃棄物の院内における中間処理の方法は、次のとおりとする。

検査室から発生する細菌検査等に伴い発生する感染性廃棄物

↓

オートクレーブによる高圧蒸気滅菌処理

（感染性廃棄物の保管、収集、運搬）

5　感染性廃棄物の保管、収集、運搬は次のとおりとする。

感染性廃棄物発生場所の職員（清掃委託業者を含む）が、各部署所定場所からバイオペール容器又感染性廃棄物専用段ボール箱を収集し、指定場所（別図１）に保管する。

処理委託業者は、指定保管場所から搬出し、焼却処理するものとする。

（清掃、処理委託業者）

6　院内清掃業者・処理委託業者は次のとおりとする。

院内清掃業者

別府市富士見町１０番２０号

旭環境管理株式会社

代表取締役　　梶原　哲雄

処理委託業者

収集・運搬

大分市豊海５丁目４番６号

井上化学工業株式会社

代表取締役　　井上　　徹

感染性廃棄物処理

北九州市門司区新門司３丁目８１番５号

アサヒプリテック株式会社

事業所長　　　岡本　芳彦

（緊急時の連絡体制）

8　緊急時の連絡体制は、別図２のとおりとする。

この処理計画は、平成２０年　４月　１日から施行する

（別図１）

感染性廃棄物の院内保管所

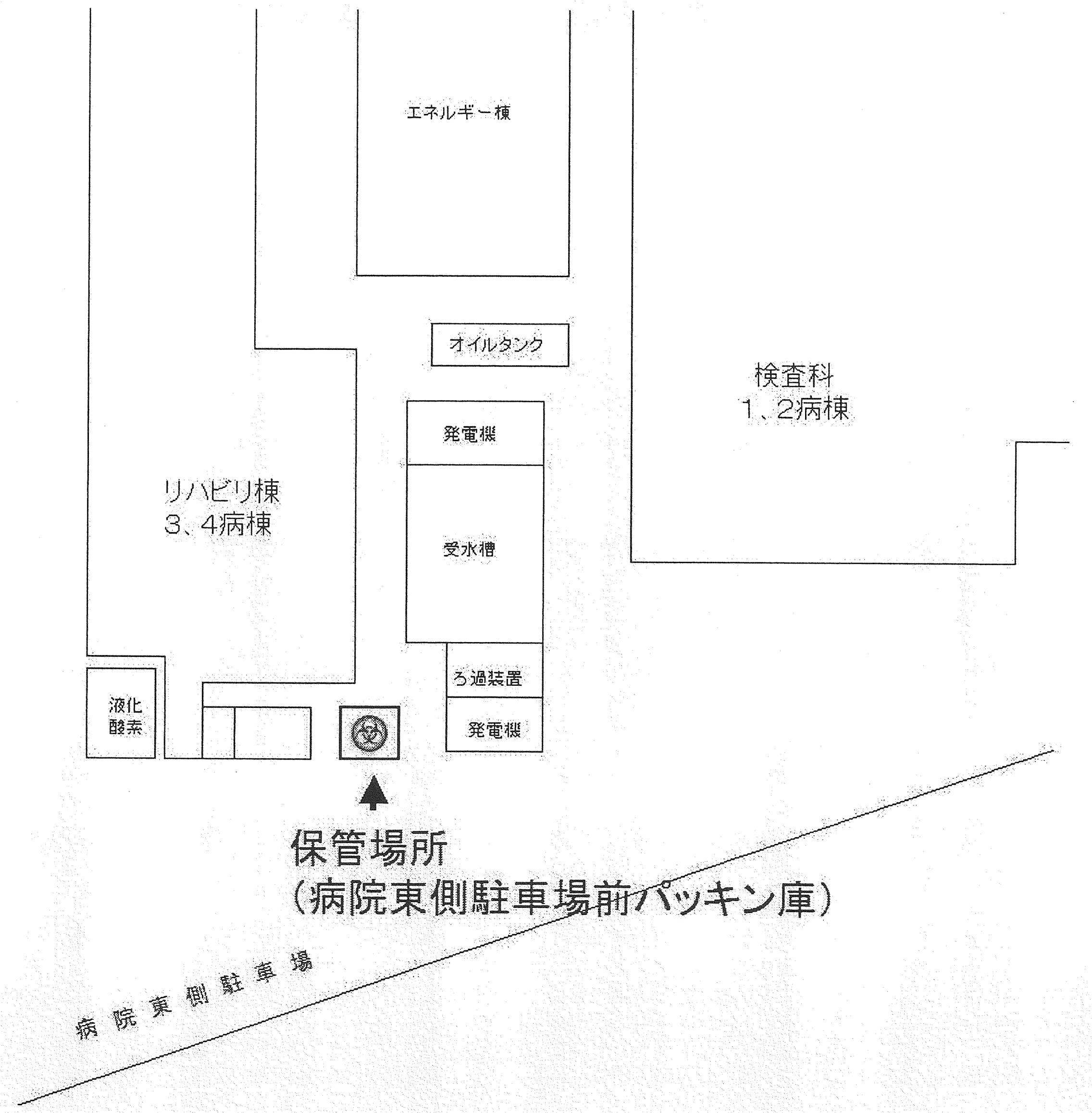

（別図２）

緊急時の連絡体制

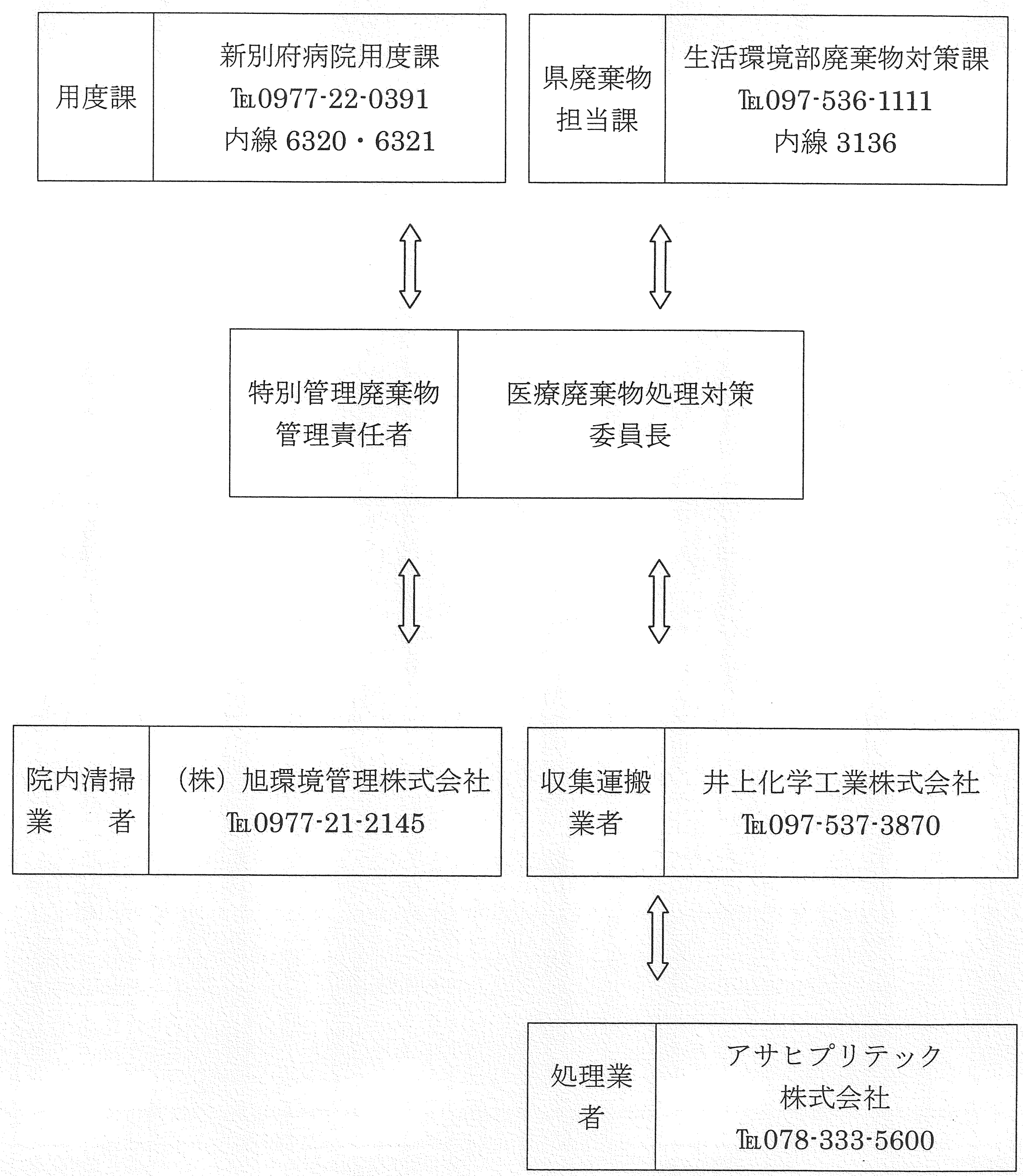

感染性廃棄物の発生から処理までの流れ

発　　生

（発生場所）病棟、外来、手術室、検査科、薬剤科、放射線科
（種　　類）注射針、ガーゼ類、包帯、カット綿類、点滴セット等、血液検査廃液
（容　　器）鋭利なもの・・・プラスチック容器
固形物　　・・・黄色蓋バイオペール
液状物　　・・・赤色蓋バイオペール

↓

運　　搬

（保管場所への運搬）
運搬者・・・・・・・旭環境管理株式会社
＊毎日行う

↓

院内最終保管場所

（保管場所）病院東側駐車場　パッキン庫３
（保管期間）４日間

↓

収集・運搬

（収集・運搬委託業者）・・井上化学工業株式会社
（回収回数）月に１０回

↓

中間処理

（中間処理委託業者）・・・アサヒプリテック株式会社の施設で、焼却処理

↓

最終処分

（最終処分業者）・・・・ひびき灘開発の最終処分場埋め立て

国家公務員共済組合連合会 新別府病院 特別管理産業廃棄物管理組織図

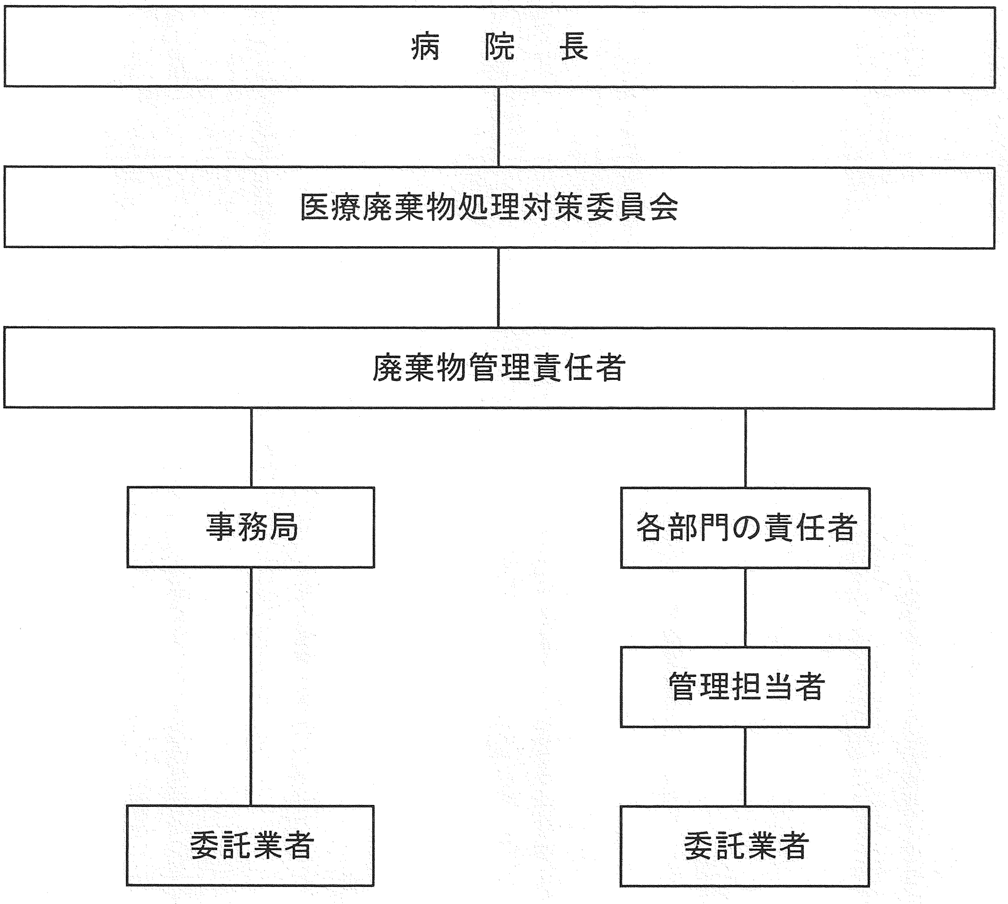
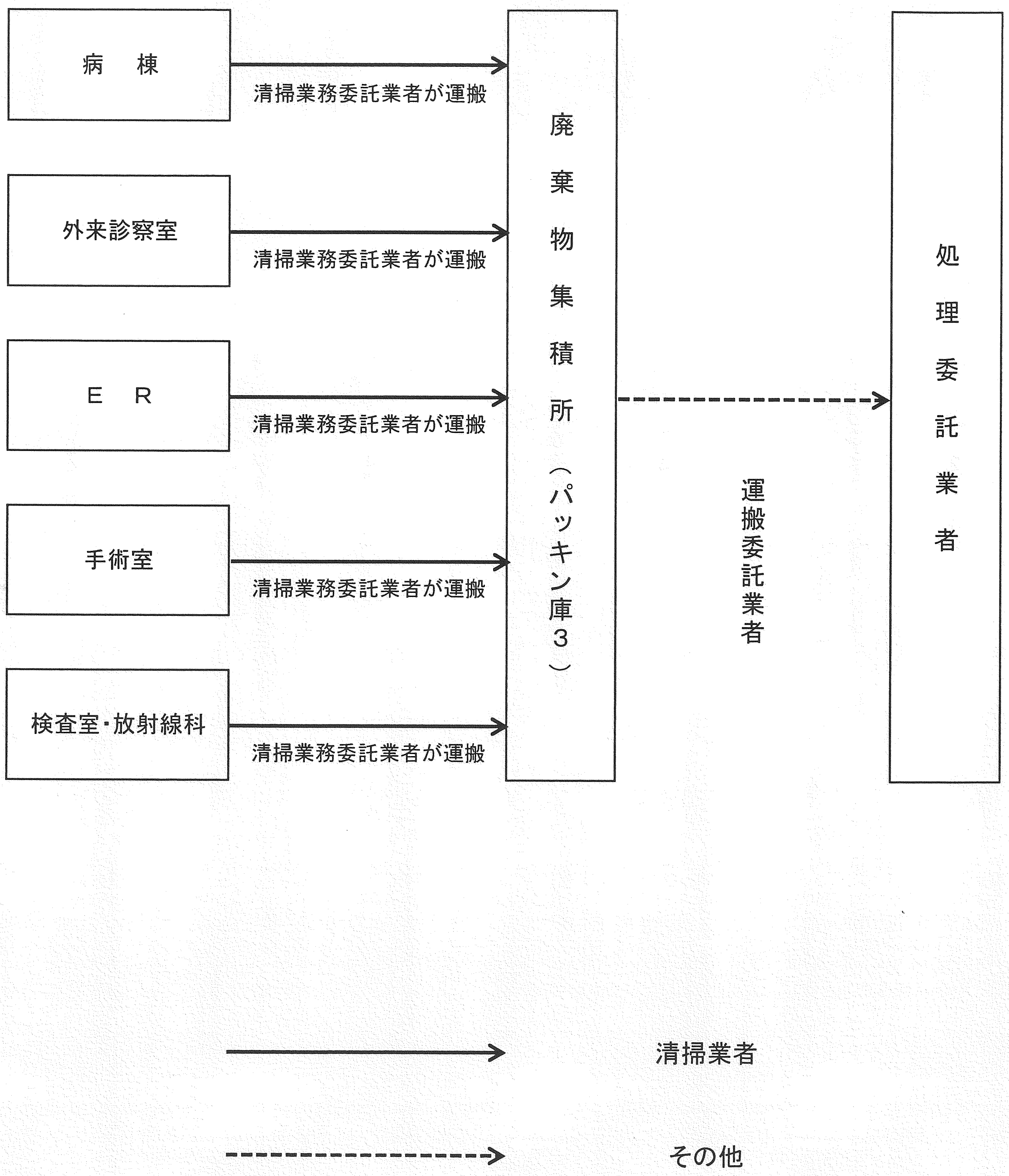
感染性廃棄物発生工程、処理フロー